厚生労働省○文部科学省告示第一号内閣府 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十

労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成二十六年文部科学省告示第二号)の一部を内、閣・府、閣・府 供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、 七号)第三条第二項及び第四項の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提 文部科学大臣及び厚生

次のように改正し、平成三十一年四月一日から適用する

平成三十一年三月十五日

規定の傍線を付した部分のように改める。

次の表により、

内閣総理大臣 安倍

文部科学大臣 柴山

昌 匠 彦

厚生労働大臣 根本

<u>\$</u>

略

改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる

第 のである。 供する機能を備える施設を認定こども園と 就学前の子どもに対する教育及び保育並び 総合的な提供の推進に関する法律(以下 については、地域の実情に応じた選択が可 こども園(以下「認定こども園」という。) して認定する仕組みを設けるものである。 に保護者に対する子育て支援を総合的に提 るとともに、幼稚園及び保育所等のうち、 園の設置及び運営に関し必要な事項を定め 能となるよう、 「法」という。)は、幼保連携型認定こども この幼保連携型認定こども園以外の認定 就学前の子どもに関する教育、保育等の 次に掲げる類型を認めるも

第

改

正

後

改

正

前

供する機能を備える施設を認定こども園と 就学前の子どもに対する教育及び保育並び 園の設置及び運営に関し必要な事項を定め 総合的な提供の推進に関する法律(以下 に保護者に対する子育て支援を総合的に提 るとともに、幼稚園及び保育所等のうち、 |法||という。)は、幼保連携型認定こども 就学前の子どもに関する教育、保育等の

同上

能となるよう、

次に掲げる類型を認めるも

については、地域の実情に応じた選択が可 こども園(以下「認定こども園」という。) して認定する仕組みを設けるものである。

この幼保連携型認定こども園以外の認定

のである。

法改正ナビPDF: 官報(平成31年3月15日・号外第49号)より引用しております。

稚園若しくは保育所等又は連携施設につい て都道府県(指定都市等所在施設である幼 について、主務大臣が定める基準を参酌し 法においては、認定こども園の認定の基準 能の質を確保する必要がある。このため、

中心に置き、認定こども園に求められる機 も園においても、子どもの健やかな育ちを 認めると同時に、いずれの類型の認定こど

このように多様な類型の認定こども園を

認めると同時に、いずれの類型の認定 園若しくは保育所等又は連携施設について 法においては、認定こども園の認定の基 能の質を確保する必要がある。このため 中心に置き、認定こども園に求められる も園においても、子どもの健やかな育な について、主務大臣が定める基準を参照 て都道府県(指定都市所在施設である幼稚 このように多様な類型の認定こども関

雅	的し	基準	Ø,	や機	らを	تع	感を	
						ととしたものである。	ては、当該指定都市等)の条例で定め	

備考

」の記載は注記である。

ある。

めるこ

したものである。
したものである。

いる役割に鑑み、その意向に配慮すべきで 政において指定都市及び中核市が果たして 園の認定基準を定めるに際しては、保育行 なお、都道府県においてこの認定こども